

令和 7 年 1 月 14 日

(仮称) むつ風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度を踏まえた対応

現在、県が検討を進めている「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」では、自然環境、景観、歴史、文化等を保全すべき地域を指定（ゾーニング）することとしていることから、同制度を踏まえて今後の事業計画を検討すること。

また、同制度では、環境影響評価手続後における地域との合意形成に係る手続が規定されることから、当該手続を適切に行うこと。

(2) 事業計画の検討及び見直し

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 青森県環境総合プランとの整合性の評価

環境影響評価項目に係る評価の手法のうち、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討においては、「青森県環境総合プラン」に示す「開発事業等における環境配慮指針」との整合性についても評価すること。

(5) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が

多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

2. 各論

(1) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、オオワシ、オジロワシ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、オオハクチョウ、マガン等の渡り鳥の移動経路となっており、施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ 一般鳥類の調査について、任意観察調査では、個体数が少ない種や夜行性の種などの生息状況を把握できないおそれがあることから、調査地域を網羅できるように複数の調査地点を設定した上で、繁殖期における夜間及び早朝の自動録音調査を実施すること。

ウ 渡り鳥の調査について、対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を把握するため、渡りの最盛期にレーダー調査を実施すること。

(2) 植物

ア 対象事業実施区域には、自然度の高いジュウモンジシダーサワグルミ群集、ヤナギ高木群落（Ⅳ）等の植生が存在しており、事業の実施に伴う土地の改変等により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

イ 対象事業実施区域東部には、自然植生であるジュウモンジシダーサワグルミ群集が代償植生であるオオバクロモジミズナラ群集を取り囲んでいるエリアが存在している。このようなエリアでは、代償植生であっても自然植生への遷移が進んでいる可能性があることから、樹木の伐採や土地の改変等を極力回避すること。

ウ 植物の調査について、踏査ルートの大半が林縁に設定されており、林内に生育する種を把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所など林内の改変区域にも踏査ルートを設定すること。

(3) 景観

対象事業実施区域周辺には、日常の視点場である奥内中野地区、砂子又大萱地区等のほか、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である釜臥山展望台等が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

(4) その他

ア 対象事業実施区域には、水源かん養保安林が存在しており、事業の実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区が存在しており、事業実施に伴う土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがあることから、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制すること。

ウ 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにした上で、周辺環境に及ぼす影響を予測及び評価すること。